退　職　証　明　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　殿

以下の事由により、あなたは当社を　　　　　年　　月　　日に退職したことを証明します。

　　年　　月　　日

会社名称又は氏名

使用者職氏名

①　あなたの自己都合による退職

②　当社の勧奨による退職

③　定年による退職

④　契約期間の満了による退職

⑤　移籍出向による退職

⑥　その他（具体的には　　　　　　　　　　）による退職

⑦　解雇（別紙の理由）

※該当する番合に〇を付けること。

※解雇された労働者が解雇の理由を請求しない場合には、⑦の「（別紙の理由による）」を二重線で消し、別紙は交付しないこと。

別　紙

ア　天災その他やむを得ない理由（具体的には、　　　　　　　によって当社の事業の継続が不可能になったこと）による解雇

イ　事業縮小等当社の都合（具体的には、当社が、　　　　　　となったこと）による解雇

ウ　職務命令に対する重大な違反行為（具体的には、あなたが、　　　　　　したこと）による解雇

エ　業務について不正な行為（具体的には、あなたが、　　　　　　　　　　したこと）による解雇

オ　相当長期間にわたる無断欠勤をしたこと等勤務不良であること（具体的には、あなたが、　　　　　　　したこと）による解雇

カ　その他（具体的には、　　　　　　　　　　　　　　　　　）による解雇

※該当するものに〇を付け、具体的な理由等を（　）の中に記入すること。

解　雇　理　由　証　明　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　殿

当社が、　　　　年　　月　　日付けであなたに予告した解雇については、以下の理由によるものであることを証明します。

　　年　　月　　日

会社名称又は氏名

使用者職氏名

［解雇理由］　※1、2

1　天災その他やむを得ない理由（具体的には、　 　　　　　　によって当社の事業の継続が不可能になったこと）による解雇

2　事業縮小等当社の都合（具体的には、当社が、 　　　　　　となったこと）による解雇

3　職務命令に対する重大な違反行為（具体的には、あなたが、　　　　　　したこと）による解雇

4　業務について不正な行為（具体的には、あなたが、　　　　　　　　　　したこと）による解雇

5　勤務態度または勤務成績が不良であること（具体的には、あなたが、

したこと）による解雇

6　その他（具体的には、　　　　　　　　　　　　　　　　 ）による解雇

※1　該当する番合に〇を付け具体的な理由等を（　）の中に記入すること。

※2　就業規則の作成を義務づけられている事業場においては、上記解雇理由の記載例にかかわらず、当該就業規則に記載された解雇の事由のうち、該当するものを記載すること。

（時間単位年休に関する労使協定例）

年次有給休暇の時間単位による取得に関する協定書（例）

　　　　　　　　　　　　　と　　　　　　　　　　　従業員代表は、年次有給休暇の時間単位による取得に関し、次のとおり協定する。

（時間単位による年次有給休暇の対象となる従業員の範囲）

第1条　本協定に基づく時間単位による年次有給休暇は、次に掲げる者を除き、当社従業員に適用する。

　1　管理監督者

　2　自動車運転者

（時間単位年休の日数）

第2条　時間単位によって取得する年次有給休暇の日数は、当該労働者が請求しうる年次有給休暇日数の範囲内で、5日以内とする。

2　時間単位年休は、次年度に繰越された場合においても、前年度からの繰越分も含めて、5日以内とする。

（年次有給休暇の請求手続き）

第3条　年次時間単位年休を取得しようとする従業員は、所定の様式により、その前日までに請求しなければならない。

第4条　時間単位年休1日の時間数は8時間とし、時間単位年休8時間の取得をもって年次有給休暇1日を取得したものとする。

（取得単位）

第5条　取得できる時間単位年休の単位時間は1時間とする。

（時季変更権の行使）

第6条　従業員が請求した時間帯に時間単位年休を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、会社は他の時季に変更することがある。

（時間単位年休に対する賃金の支払い）

第7条　時間単位年休に対しては、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額をその日の所定労働時間で除して得た額の賃金を支払う。

（半日単位年休の取扱）

第8条　半日単位の年休の取扱いは、従来どおりとする。

付　則　　この協定は、　　　　年　　月　　日から適用する。

　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役

　　　　　　　　　　　　　　　従業員代表